

令和3年

第6回七宗町議会定例会会議録

令和3年9月6日

令和3年第6回七宗町議会定例会会議録	
招 集 年 月 日	令和3年9月6日
招 集 場 所	七宗町役場 議場
開 議	9月6日 午前10時00分
出 席 議 員	1番 市川裕隆君、2番 上野和義君、3番 大鋸利光君、 4番 玉木幸治君、5番 中島寛直君、6番 加納忠良君、 7番 福井徳一君、8番 林茂樹君
欠 席 議 員	なし
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	
	町長 加納福明君、教育長 早野稔君、 参事 渡辺豊明君、総務課長 山田俊也君、 税務課長 加納和敏君、企画課長 石黒義仁君、 住民課長 田中るり子君、支所長 福井靖信君、 農林課長 福井仁君、土木建設課長 山田直光君、 水道課長 加藤裕規君、会計管理者 亀山桂児君、 教育課長 佐伯義則君、代表監査委員 中島仁恵君
欠 席	なし
職務のため出席した者の職氏名	
	議会事務局長 林佳成君 記録 後藤美智代君
七宗町長提出議案の題目	
	承認第5号 専決処分について 令和3年度七宗町一般会計補正予算（第4号） 議第51号 七宗町教育長の任命について

- 議第 5 2 号 七宗町教育委員会委員の任命について
- 議第 5 3 号 七宗町神湊財産区財産管理会委員の選任について
- 議第 5 4 号 七宗町神湊財産区財産管理会委員の選任について
- 議第 5 5 号 七宗町神湊財産区財産管理会委員の選任について
- 議第 5 6 号 令和 3 年度七宗町一般会計補正予算（第 5 号）
- 議第 5 7 号 令和 3 年度七宗町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議第 5 8 号 令和 3 年度七宗町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議第 5 9 号 令和 3 年度七宗町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議第 6 0 号 令和 3 年度七宗町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議第 6 1 号 令和 3 年度七宗町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議第 6 2 号 令和 3 年度七宗町神湊財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 議第 6 3 号 令和 3 年度七宗町上麻生財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 議第 6 4 号 七宗町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 6 5 号 七宗町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効率的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 6 6 号 七宗町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の免除に関する条例の制定について
- 議第 6 7 号 七宗町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 6 8 号 七宗町過疎地域持続的発展計画の策定について

	議第 6 9 号 令和 2 年度七宗町一般会計等の決算認定について
監 査 委 員 報 告	
	報告第 4 号 令和 2 年度健全化判断比率及び資金不足比率の 審査意見の報告について
議事日程 議長は議事日程を次のとおり報告した。	
	日程第 1. 会議録署名議員の指名 日程第 2. 会期の決定 日程第 3. 承認第 5 号 議第 5 1 号から議第 6 9 号まで 報告第 4 号
会議録署名議員の指名 議長は会議録署名議員に次の 2 名を指名した。	
	4 番 玉木幸治君 6 番 加納忠良君
会期の決定について 会期は次の 1 1 日間に決定した。	
	令和 3 年 9 月 6 日から 9 月 1 6 日までの 1 1 日間
議 事 の 経 過	
開 議	午前 1 0 時 0 0 分
議長（中島寛直君）	皆さん、おはようございます。 本日は、令和 3 年第 6 回七宗町議会定例会にご参集賜りご苦 労さまでございます。 ただいまの出席議員は 8 名です。 定足数に達しております。 したがって、令和 3 年第 6 回七宗町議会定例会は成立いたし ましたので開会いたします。 これより、本日の会議を開きます。

	<p>本会議はマスク着用をお願いしておりますが、発言時はマスクを外してお話ししてください。</p> <p>また、議席番号4番 玉木幸治君にあつては、体調不良のため会議規則第103条の規定により、杖の携帯を許可しましたので報告いたします。</p> <p>諸般の報告を事務局長より行います。</p>
局長（林佳成君）	<p>諸般の報告、議事日程、本日の議事日程はお手元に配付してあります日程表のとおりです。</p> <p>町長から本日付をもって、承認第5号及び議第51号から議第69号までの20件の議案が提出されました。</p> <p>また、報告として監査委員から報告第4号 令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見の報告がありました。以上でございます。</p>
議長（中島寛直君）	<p>議長より報告いたします。</p> <p>監査委員から報告のあつた例月出納検査の結果については、お手元に両面刷りをした写しを配付しております。</p> <p>これをもって報告に代えさせていただきます。</p> <p>日程第1、会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、4番 玉木幸治君、及び6番 加納忠良君を指名します。</p> <p>日程第2、会期の決定を議題にします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>本定例会の会期は、本日から9月16日までの11日間にしたいと思います。</p> <p>これにご異議はありませんか。</p> <p><「異議なし」の声あり></p>
議長（中島寛直君）	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがつて、会期は本日から9月16日までの11日間に決定いたしました。</p> <p>日程第3を議題とします。</p> <p>承認第5号及び議第51号から議第69号までを、一括して議題といたします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p>

	町長 加納福明君。
町長（加納福明君）	<p>（提案説明のため登壇）</p> <p>本日、七宗町議会、令和3年9月の定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多用の中、ご参集賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>日頃より、町政の円滑な運営に格別なご支援とご協力をいただき、心より厚く御礼申し上げます。</p> <p>現在、国の非常事態宣言の中、町内の飲食店の皆さんには、お酒の提供をやめていただき、営業時間の短縮をお願いしています。</p> <p>町民の皆さんにも、基本的な予防対策や不要不急の外出の自粛、公共施設の休館など、大変不自由な生活をお願いしている状況の中、近隣の市町村では、感染者の急増により、医療提供体制は逼迫し、感染者の自宅療養も増加している状況でありますので、本町も危機感を持って対応しております。</p> <p>感染予防対策の一つでありますワクチン接種状況につきましては、8月15日までに12歳以上の接種希望者に1回目の接種が完了し、昨日、2回目の接種が終了しました。</p> <p>県内の市町村においても、早期に接種を完了できたことに、関係機関の皆さんのご尽力に深く感謝を申し上げます。</p> <p>接種することにより、重症化リスクは低くなるとされており、町民の皆さんが少しでも安心して生活を送っていただくことになれば幸いであります。</p> <p>また、接種機会を逃した希望者につきましても、医療機関にお願いし、期間を限定し接種をしてみたいです。</p> <p>また、8月13日の夜間から、長期間に及ぶ前線による豪雨では、国道41号線、主要地方道可児金山線などの通行止めが発生しました。</p> <p>飛騨地方の豪雨により、一級河川飛騨川は増水し、町内の一部の集落については、道路の冠水や床下浸水等の一部被害も発生しました。</p> <p>被害に遭われた方には心からお見舞い申し上げますとともに、早期に道路施設等の復旧に取り組んでまいります。</p> <p>私の一つの施策であります安全・安心なまちづくりの一つであります防災関連の事業につきましても、今回補正予算に計</p>

上させていただき、よりスピード感を持って事業を執行してまいりたいと考えておりますので、引き続きのご支援とご協力をお願いいたします。

さて、本定例会にご提案いたします案件は、専決処分の承認を求めるもの1件、人事案件5件、予算関係8件、条例関係4件、計画策定関係1件、認定関係1件、合わせての20件であります。

承認第5号 専決処分については、令和3年7月27日に専決専決処分しました、令和3年度七宗町一般会計補正予算（第4号）について、承認を求めるものであります。

これは、本庁舎敷地等の借地を取得したものであります。

議第51号 七宗町教育長の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、早野稔氏の任命の同意を求めるものであります。

議第52号 七宗町教育委員会委員の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、堀部勝広氏の任命に同意を求めるものであります。

議第53号 七宗町神淵財産区財産管理委員会委員の選任については、七宗町神淵財産区管理条例第3条の規定により、塚本久幸氏の選任の同意を求めるものであります。

議第54号 七宗町神淵財産区財産管理委員会委員の選任については、七宗町神淵財産区管理条例第3条の規定により、福井正勝氏の選任の同意を求めるものであります。

議第55号 七宗町神淵財産区財産管理委員の選任については、七宗町神淵財産区管理条例第3条の規定により、渡辺政利氏の選任の同意を求めるものであります。

議第56号 令和3年度七宗町一般会計補正予算（第5号）については、既定の歳入歳出予算をそれぞれ1億4,648万円増額し、歳入歳出予算の総額を33億4,120万3千円とするものであります。

歳入の主な補正は、人口減少に伴う個別算定経費の増額及び地域のデジタル化社会推進費の新規項目を追加により、地方交付税3億327万8千円の増額であります。

歳出の主な補正は、町内の河川水位監視カメラ12基の設置及び防犯カメラ導入事業、ライフライン保全対策関連業務などの新規事業を補正し、安全・安心なまちづくりを強力に推進

します。

また、国の新型コロナウイルス感染症臨時交付金を活用し、小中学校をはじめとする公共施設への空気清浄機を導入し、町民の感染リスク減少に努めるなど、1億4,648万円の増額です。

議第57号 令和3年度七宗町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、既定の歳入歳出予算をそれぞれ4,047万円増額し、歳入歳出予算の総額を5億1,447万円とするものであります。

歳入については、繰越金4,047万円の増額であり、歳出の諸支出金及び予備費を増額補正するものであります。

議第58号 令和3年度七宗町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）については、既定の歳入歳出予算をそれぞれ4,097万9千円増額し、歳入歳出予算の総額を6億8,114万1千円とするものであります。

歳入の主なものについては、繰越金3,881万4千円の増額であり、歳出の諸支出金及び予備費を増額補正するものであります。

議第59号 令和3年度七宗町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）については、既定の歳入歳出予算をそれぞれ298万円増額し、歳入歳出予算の総額を7,798万円とするものであります。

歳入の主なものについては、繰越金274万3千円の増額であり、歳出の予備費を増額補正するものであります。

議第60号 令和3年度七宗町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算をそれぞれ288万4千円増額し、歳入歳出予算の総額を3億3,398万1千円とするものであります。

歳入の主な補正については、国の新型コロナウイルス感染症臨時交付金を活用して、水道加入者の収入が減少している状況を補うため、水道基本料を4か月間減免するための財源1,254万円を繰入金で補正するものであります。

また、それに見合う使用料及び手数料は減額としました。

歳出については、維持管理費及び予備費228万4千円増額するものであります。

議第61号 令和3年度七宗町下水道事業特別会計補正予算（第

1号) つきましては、既定の歳入歳出予算をそれぞれ79万3千円増額し、歳入歳出の予算の総額を1億5,579万3千円とするものであります。

歳入の主なものについては、繰越金67万8千円の増額であり、歳出の予備費を増額補正するものであります。

議第62号 令和3年度七宗町神湊財産区特別会計補正予算(第1号)につきましては、既定の歳入歳出予算をそれぞれ46万2千円増額し、歳入歳出予算の総額を246万2千円とするものであります。

歳入の主なものについては、繰越金46万2千円の増額であり、歳出の予備費を増額補正するものであります。

議第63号 令和3年度七宗町上麻生財産区特別会計補正予算(第1号)については、歳入の繰越金及び財産収入を増額し、繰入金を減額する補正であります。

議第64号 七宗町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議第65号 七宗町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効率的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての2議案は、認知症の定義について、介護保険法第5条の2第1項に規定される認知症に変更するための改正であります。

議第66号 七宗町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の免除に関する条例の制定については、過疎地域の持続的な発展のため、設備の取得等に対し、固定資産税の課税免除をするための条例であります。

議第67号 七宗町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定については、危険木伐採事業に伴う電力会社から分担金を徴収するための条例の改正です。

議第68号 七宗町過疎地域持続的発展計画の策定については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、七宗町過疎地域持続的発展計画の策定について、議会の議決を求めるものであります。

議第69号 令和2年度七宗町一般会計等の決算認定については、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであり

	<p>ます。</p> <p>以上、提出案件に対する説明をしましたが、ご審議の上、議決のご決定を賜りますようお願い申し上げて、提案説明いたします。</p> <p>よろしくお願いいいたします。</p>
議長（中島寛直君）	<p>続きまして、補足説明を求めます。</p> <p>各課長には、関係する議案をまとめてお願いします。</p> <p>承認第5号及び議第56号、並びに議第67号及び議第68号の補足説明を求めます。</p> <p>総務課長 山田俊也君。</p>
総務課長（山田俊也君）	<p>（補足説明のため登壇）</p> <p>それでは、承認第5号、議第56号、議第67号、議第68号について、補足説明させていただきます。</p> <p>承認第5号 専決処分について、令和3年度七宗町一般会計補正予算（第4号）につきまして、補足説明をさせていただきます。</p> <p>予算書2ページをご覧ください。</p> <p>2款総務費 1項総務管理費を150万円増額し、予備費を減額するものです。</p> <p>これは、役場の本庁舎の一部敷地及び旧室兼小学校跡地の敷地の一部につきまして、現在借地をしておりますが、所有者の了解が得られましたので、買収するための補正であります。</p> <p>続きまして、議第56号 令和3年度七宗町一般会計補正予算（第5号）について、補足説明させていただきます。</p> <p>予算書1ページをご覧ください。</p> <p>第1条 既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,648万円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億4,120万3千円とするものです。</p> <p>2ページをご覧ください。</p> <p>主な歳入について説明させていただきます。</p> <p>10款地方交付税 3億327万8千円につきましては、1項地方交付税で、交付税の算出項目、人口減少に伴い、個別算出経費の増額、及び新規項目、デジタル社会推進費の追加算出による増額であります。</p>

12款分担金及び負担金 556万6千円につきましては、1項分担金で、ライフライン、保全対策関連業務の分担金であります。

18款繰入金 2項基金繰入金につきましては、地方交付税等増額に伴う財源更正で、七宗まちづくり基金取りくずしを1億9,690万4千円の減額であります。

19款繰越金 1項繰越金につきましては、令和2年度からの繰越金で2,850万円の増額であります。

続きまして、歳出について説明させていただきます。

4ページをご覧ください。

2款総務費 1項総務管理費につきましては、空家実態調査業務委託の事業見直しによる497万2千円の減額及びこの中に伴う使用頻度の減少による、公用車購入の見送り152万4千円の減額。

屋外用分煙ブース購入の事業の見直しによる198万円の減額。

財政調整基金積立5千万円の増額。

新規事業であります町内5か所に設置する防犯カメラ導入事業162万8千円の増額であります。

3款民生費 1項社会福祉費につきましては、社会福祉医療費、前年度県費補助金返還金316万4千円。

心身障害者福祉費、前年度国庫県費負担金精算返還金605万1千円。

介護保険事業繰出金212万3千円がそれぞれ増額であります。

4款衛生費 1項保健衛生費につきましては、コロナ臨時交付金を活用した、公共施設への空気清浄機購入費1,899万円。同じく、交付金を活用した水道料金基本料金4か月分の減免の繰出金1,254万円のそれぞれ増額です。

7款商工費 1項商工費につきましては、有限会社七宗町ふるさと開発への指定管理委託料977万8千円の増額です。

9款消防費 1項消防費につきましては、町内の河川の水位状況を確認できるように、河川水位監視カメラ12基の設置に451万2千円。

電線に支障のある危険木を伐採する事業、ライフライン保全対策関連費1,113万2千円のそれぞれ増額です。

14款予備費 1項予備費につきましては、財源更正により予備費を2,012万6千円の増額であります。

続きまして、議第67号 七宗町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定については、電線支障木伐採事業、ライフライン保全対策関連事業により、受益を受ける一般送配電事業者により、事業費の100分の50以内の分担金を徴収するように、条例の一部を改正する条例であります。

続きまして、議第68号 七宗町過疎地域持続的発展計画の策定について、補足説明をさせていただきます。

過疎計画、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、令和3年法律第19号により、七宗町過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり策定するため、同法第8条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

資料の七宗町過疎地域持続的発展計画案をご覧ください。

計画の期間につきましては、令和3年度より令和7年度の5か年であります。

この計画の基本方針につきましては、10ページ中段、(4)にあるように、地域の持続的発展及び地域活力の向上のために、七宗町第五次総合計画が目標とする「住みたい 帰りたい 訪れたい 美しいまち ひちそう」の実現に向けて、施策を推進します。

計画の重点施策につきましては、1、交流を生み出す安全で便利な生活基盤づくり、2、自然と調和した快適で潤いのある環境づくり、3、健康でいきいきと暮らせるおもいやりの福祉づくり、4、個性と創造性を育むこころ豊かなひとづくり、5、地域資源を生かした魅力と活力あふれる産業づくり、6、参画と協働による自主・自立のまちづくりの6分野に分け、まちづくりを推進していきます。

計画の目標につきましては、13ページにあるように、目標人口につきましては、令和7年度末3,374人、出生率につきましては、令和12年に1.8を目指し、人口の上限を令和22年までに転入出の均衡を目指していきます。

さらに目標達成のための施策につきましては、16ページにあります移住・定住・地域間交流、人材育成。

続きまして、18ページの産業の振興、24ページにあります地域における情報化、26ページにあります交通施設の整備、交通手段の確保、31ページにあります生活環境の整備。

続きまして38ページ、子育て環境の確保、高齢者等の保健及

	<p>び福祉の向上及び増進。</p> <p>続きまして、42ページにあります医療の確保、43ページの教育の振興、46ページ集落の整備、47ページあります地域文化の振興等、最後になります48ページ、再生可能エネルギーの利用の促進、の11分野にそれぞれ分類し、現況と問題点、その対策について計画を策定しました。</p> <p>計画の達成状況につきましては、毎年整理し、最終年度に評価し公表をします。</p> <p>以上で計画の概要とさせていただきます、補足説明とさせていただきます。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
<p>議長（中島寛直君）</p>	<p>続きまして、議第57号から議第59号まで、並びに議第64号及び議第65号の補足説明を求めます。</p> <p>住民課長 田中るり子君。</p>
<p>住民課長 （田中るり子君）</p>	<p>（補足説明のため登壇）</p> <p>議第57号、議第58号、議第59号について説明させていただきます。</p> <p>議第57号 令和3年度七宗町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。</p> <p>23ページをご覧ください。</p> <p>第1条、既定の歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,047万円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億1,447万円とするものです。</p> <p>24ページをご覧ください。</p> <p>歳入について説明します。</p> <p>7款1項 繰越金 4,047万円は、前年度繰越金の増額でございます。</p> <p>次に、歳出をお願いします。</p> <p>1款1項 総務管理費 6千円は、国保事業の追加実施に伴う増額です。</p> <p>続いて、3項国保連合会負担金 2万1千円は、オンライン資格確認等に係る運営費負担金でございます。</p> <p>8款1項 償還金及び還付加算金 409万6千円は、前年度の精算に伴う保険給付費等交付金、特定健康診査、保健指導負</p>

担金の償還金及び、令和元年度の退職被保険者等納付金精算分です。

9款1項 予備費 3,634万7千円は、調整による増額です。歳入歳出の合計補正額は、それぞれ4,047万円の増額でございます。

続きまして、議第58号 令和3年度七宗町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

29ページをご覧ください。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額を、それぞれ4,097万9千円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億8,114万1千円とするものです。

30ページをご覧ください。

歳入について説明します。

7款1項 繰入金 212万1千円は、前年度介護給付金精算に伴う一般会計繰入金の増額でございます。

8款1項 繰越金 3,881万4千円は、前年度からの繰越金の増額でございます。

9款3項 雑入 4万4千円は、前年度精算に伴う生活支援体制整備事業委託金の返還金です。

次に、歳出をお願いします。

6款1項 償還金及び還付加算金、1,763万4千円。

6款2項 繰出金 236万6千円の増額は、前年度介護給付費等の精算による返還金及び、一般会計への繰出金です。

7款1項 予備費 2,097万9千円の増額は、調整によるものでございます。

歳入歳出の合計補正予算、補正額は、それぞれ4,097万9千円の増額です。

次に、議第59号 令和3年度七宗町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

35ページをご覧ください。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額を、それぞれ298万円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,798万円とするものです。

36ページをご覧ください。

歳入からお願いします。

5款1項 繰越金 274万3千円は、前年度からの繰越金の増額でございます。

	<p>6 款 1 項 雑入 23万 7 千円は、前年度保健事業費負担金精算還付金の増額でございます。</p> <p>次に、歳出をお願いします。</p> <p>5 款 1 項 予備費 298万円は、調整による増額でございます。歳入歳出の合計補正額は、それぞれ298万円の増額でございます。</p> <p>次に、議第64号、議第65号について補足説明させていただきます。</p> <p>議第64号 七宗町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び議第65号 七宗町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための法律的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。</p> <p>介護保険法に規定する認知症の定義の見直しがされたことと、介護保険法第 5 条の 2 において、認知症の定義が、第 1 項に規定されていることから、法第 5 条の 2 に規定する認知症を、法第 5 条の 2 第 1 項に規定する認知症に改めるものでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長（中島寛直君）</p>	<p>続きまして、議第60号及び議第61号の補足説明を求めます。</p> <p>水道課長 加藤裕規君。</p>
<p>水道課長（加藤裕規君）</p>	<p>（補足説明のため登壇）</p> <p>議第60号 令和 3 年度七宗町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、補足説明をさせていただきます。</p> <p>予算書39ページをご覧ください。</p> <p>第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ288万 4 千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 3, 398万 1 千円とするものでございます。</p> <p>40ページをご覧ください。</p> <p>1 款 1 項 使用料 1, 234万 3 千円の減額につきましては、基本料金の減免によるものでございます。</p> <p>5 款 1 項 繰入金 1, 254万円につきましては、減免分及びシ</p>

	<p>ステム修正によるものでございます。</p> <p>6款1項 繰越金 268万7千円の増額でございます。</p> <p>歳入合計は、288万4千円の増額でございます。</p> <p>続きまして、歳出をお願いします。</p> <p>2款1項 維持管理費 237万円の増額につきましては、工事費の増加によるものでございます。</p> <p>4款1項 予備費 51万4千円の増額につきましては、繰越金の増加に伴うものでございます。</p> <p>歳出の合計は、288万4千円の増額でございます。</p> <p>続きまして、議第61号 令和3年度七宗町下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、お願いします。</p> <p>予算書45ページをご覧ください。</p> <p>第1条、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、79万3千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,579万3千円とするものでございます。</p> <p>46ページをご覧ください。</p> <p>6款1項 繰越金 67万8千円の増額でございます。</p> <p>7款3項 雑入 11万5千円。</p> <p>これにつきましては、落雷による共済金でございます。</p> <p>歳入の合計は、79万3千円の増額でございます。</p> <p>続きまして、歳出をお願いします。</p> <p>2款1項 維持管理費 11万6千円の増額につきましては、落雷による修繕費の増加によるものでございます。</p> <p>4款1項の予備費につきましては、67万7千円の増額、これにつきましては、繰越金の増加に伴うものでございます。</p> <p>歳出の合計は、79万3千円の増額でございます。</p> <p>以上で補足説明とさせていただきます。</p>
<p>議長（中島寛直君）</p>	<p>続きまして、議第62号の補足説明を求めます。</p> <p>支所長 福井靖信君。</p>
<p>支所長（福井靖信君）</p>	<p>（補足説明のため登壇）</p> <p>議第62号 令和3年度七宗町神湊財産区特別会計補正予算（第1号）の補足説明をいたします。</p> <p>予算書51ページをご覧ください。</p> <p>第1条、既定の歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ46</p>

	<p>万2千円増加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ246万2千円とするものです。</p> <p>52ページをご覧ください。</p> <p>歳入につきましては、令和2年度の繰越金として46万2千円増額し、歳出予算の予備費を同額の46万2千円増額補正するものでございます。</p> <p>以上で補足説明を終わります。</p>
議長（中島寛直君）	<p>続きまして、議第63号の補足説明をお願いします。</p> <p>農林課長 福井仁君。</p>
農林課長（福井仁君）	<p>（補足説明のため登壇）</p> <p>それでは、議第63号 令和3年度七宗町上麻生財産区特別会計補正予算（第1号）について、補足説明させていただきます。</p> <p>お手元にあります議案書、令和3年度一般会計、特別会計補正予算書及び説明書の55ページから58ページになります。</p> <p>55ページを開いてください。</p> <p>歳入予算の補正のみでございます。</p> <p>予算総額に変更はございません。</p> <p>1ページめくってもらいまして、56ページです。</p> <p>2款財産収入ということで、支出費用ということで5千円増額いたしまして、3万3千円といたします。</p> <p>それと、4款になります。繰越金、令和2年度決算により確定しました繰越金を1万円増額しまして、5万8千円とするものであります。</p> <p>そして歳入全体の1万5千円増額した分を、3款繰入金の基本繰入金を1万5千円減額し、調整するものでございます。</p> <p>以上で補足説明とさせていただきます。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
議長（中島寛直君）	<p>続きまして、議第66号の補足説明を求めます。</p> <p>税務課長 加納和敏君。</p>
税務課長（加納和敏君）	<p>（補足説明のため登壇）</p> <p>議第66号の補足説明をさせていただきます。</p>

	<p>議第66号 七宗町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の免除に関する条例の制定については、議第68号で提案いたします七宗町過疎地域持続的発展計画に、産業振興促進事項が定められているため、新たに固定資産税の減免に関する条例の制定といたしました。以上で補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。</p>
<p>議長（中島寛直君）</p>	<p>続きまして、議第69号の補足説明を求めます。 会計室長 亀山桂児君。</p>
<p>会計室長（亀山桂児君）</p>	<p>（補足説明のため登壇） それでは、議第69号 令和2年度七宗町一般会計等の決算認定について、補足説明をさせていただきます。 議案書の3ページお願いいたします。 令和2年度一般会計・特別会計歳入歳出決算総括表から、順に説明いたします。 会計別、歳入決算額、歳出決算額、差引残額、繰越明許費のうち繰越財源額、実質収支額、令和3年度繰越額の順に読み上げますが、繰越明許費のうち、繰越財源額の該当のない会計については、差引残額、実質収支額、令和3年度繰越額が同額のため、歳入決算額、歳出決算額、差引残額を読み上げさせていただきます。 それでは、一般会計からお願いいたします。 （令和2年度一般会計・特別会計歳入歳出決算総括表により金額発表） 次に、4ページ、5ページをお願いいたします。 一般会計の歳入及び歳出の決算款別構成表を添付しておりますが、詳細につきましては、配付させていただきました決算書及び決算事項別明細書とあわせてご覧いただきたいと思います。 続きまして、6ページの令和2年度基金管理の状況、会計別についてご説明させていただきます。 会計、令和2年度中増減額、令和2年度末現在高の順で読み上げさせていただきます。 （令和2年度基金管理の状況、会計別により金額発表）</p>

	<p>次に、7ページをお願いいたします。</p> <p>7ページ以降は、令和2年度中における主要事業実績表を添付しておりますので、あわせてご覧いただきたいと思います。以上で補足説明を終わらせていただきたいと思います。</p> <p>よろしくをお願いいたします。</p>
議長（中島寛直君）	<p>続きまして、代表監査委員に、令和2年度決算審査意見の報告を求めます。</p> <p>代表監査委員 中島仁恵君。</p>
代表監査委員 （中島仁恵君）	<p>（報告のため登壇）</p> <p>失礼いたします。</p> <p>私、今年4月21日の臨時会におきまして、代表監査委員に選定をいただきました中島仁恵と申します。</p> <p>微力ではありますが、職務に務めさせていただく所存でございます。</p> <p>皆さま、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>また、議会は本日が初めてでありまして、何分不慣れではございますが、あわせてよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、令和2年度の決算審査の意見書でございますが、ただいま亀山室長さんよりご説明のありました、第69号の3枚目をご覧ください。</p> <p>令和2年度七宗町歳入歳出決算意見書でございます。</p> <p>ここに町長に提出いたしました、令和2年度七宗町歳入歳出決算意見書の写しを付けております。</p> <p>必要事項を読みながら説明をさせていただきますので、お目通しのほどお願いいたします。</p> <p>1、審査の対象、2、審査の期日、3、審査の方法につきまして、よろしいでしょうか。</p> <p>まず、この決算審査は、令和3年8月2日、4日、6日の3日間、各担当課から課長さん以上にご出席をいただき、令和2年度七宗町一般会計及び特別会計8件について、歳入歳出決算書及びその事項別明細書によって、その執行処理の適否について、歳入の予算額、調定額、収入済額及び収入未償額、歳出の予算額、支出済額、不用額について、審査をさせていただきました。</p>

	<p>審査の結果といたしましては、審査に付された一般会計及び8件の特別会計は、ともに所定の事項を具備しており、適正に処理されていることを認めました。</p> <p>ただし、一部の処理について改善を要すると判断したものは、その都度、関係課長さん等に質問、要望をさせていただきます。</p> <p>次に、審査の意見といたしまして、(2)に飛びます。</p> <p>令和2年度末一般会計及び特別会計の基金積立額の総額は2億1,571万9,274円の積立と、3億8,074万4,993円の取り崩しにより、31億3,077万1,071円となり、前年度末基金積立金総額に対し、1億6,502万5,719円の減額となりました。</p> <p>主な増減額は、一般会計の基金は2億1,569万5,931円の増額と、一般会計の基金3億7,563万8,818円の減額、介護保険事業特別会計の基金325万6,175円の減額、神渕財産区特別会計基金の150万円の減額、上麻生財産区特別会計基金の35万円の減額であります。</p> <p>今後も、有利かつ確実な運用をされたいと存じます。</p> <p>次のページに移ります。</p> <p>(3)歳入歳出決算書の財源に関する調書中、土地・建物については、一般会計では、土地で旧診療所に関連する分で463.63㎡の増、旧神渕公民館分館分702.55㎡の減、建物では、旧診療所分が762.65㎡と、同付属建物分が76.50㎡の減となったほか、山林では、国道41号線上麻生防災事業に伴う分で192㎡、主要地方道可児金山線道路改良工事に伴う分で2,191㎡、裏山急傾斜地崩壊対策事業に伴う分で1,651㎡の計4,034㎡の減となりました。</p> <p>今後も、公有財産の管理については、適正に管理されるようお願いしたいと存じます。</p> <p>以上が令和2年度の決算に関わる監査委員の意見でございます。</p>
<p>議長（中島寛直君）</p>	<p>これより、議案に対する質疑を行います。</p> <p>質疑は質問席で行ってください。</p> <p>最初に、何点質疑があるかを述べ、1議題ずつ質疑をお願いします。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、再質問はなし</p>

	<p>とします。</p> <p>それでは、質疑はありませんか。</p> <p>6番 加納忠良君。</p>
<p>6番（加納忠良君）</p>	<p>（質疑のため登壇）</p> <p>議長よりお許しをいただきましたので、議第51号 七宗町教育長の任命についての議案について、質問をさせていただきます。</p> <p>答弁者につきましては、町長及び教育長にお願いしたいと思っております。</p> <p>私は、前町長 井戸敬二氏が4期16年の教育委員の人事案件の際に、私は、なぜ町内の小中学校の校長経験者を考えないのでかと何度か意見を言いました。</p> <p>特に、教育長につきましては、16年の間、町外、県外に求めています。</p> <p>七宗町の町民で、小、中学校の校長等経験者では、教育長は務まらないのでしょうか。</p> <p>本町の定年退職した方が、20年間教育長になれないという状況です。</p> <p>経験もありながら、七宗町の教育行政に携われない。</p> <p>前町長 井戸敬二氏の全く偏った考え方を、加納町長も継承されるのですか。</p> <p>お答えを町長に求めます。</p> <p>早野教育長に質問をさせていただきます。</p> <p>早野教育長は、前町長 井戸敬二氏により、選任をされました。</p> <p>本年3月に実施されました町長選挙で、井戸敬二氏は落選しました。</p> <p>当時、副町長であった岩田敏雄氏は、前町長の任期中で辞職をしています。</p> <p>こうした行為は、人選をいただいた当時の町長の失職により、私が考えますには、道徳的な筋として辞職をされたものと思います。</p> <p>早野教育長が、教育長として適任ではないというのではありません。</p> <p>早野教育長が本町の住民であれば、今回の人事案件を受け入</p>

	<p>れないと思います。</p> <p>なぜ、町長の人事案件を受け入れられたのかお伺いします。</p> <p>以上です。</p>
議長（中島寛直君）	参事 渡辺豊明君。
参事（渡辺豊明君）	<p>（「異議あり」のため登壇）</p> <p>ただいまの加納忠良議員さんのご質問について、異議を申し上げさせていただきます。</p> <p>ただいま、執行部の方からは、人事案件として議案で提出させていただきました。</p> <p>この案件につきましては、早野氏が、七宗町の教育長としてふさわしい、能力、あるいは適正性、そして人格等々考慮していただいて、七宗町の教育長として、ふさわしいかどうかをご判断いただくものでございます。</p> <p>よって、住所要件などという条件などはございません。</p> <p>これは、議案の質問からは逸脱しておると思います。</p> <p>また、早野氏に対する質問についても、全く関係のないこととございますので、却下を議長さんの判断でお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
議長（中島寛直君）	加納忠良君。
6番（加納忠良君）	<p>今、参事の方から、私の議案に対する質疑に対して、ご意見がありました。</p> <p>私の先ほど述べたことをよく確認してください。</p> <p>私は、何も、住所要件を言ったわけではありません。</p> <p>なぜかということは、先ほど最初に私が言っている・・・。</p>
議長（中島寛直君）	加納君、質疑は1回だけです。
6番（加納忠良君）	<p>質疑ではありません。</p> <p>先ほどの参事に対する答えではないんですが、町長、教育長が答えたことに対しては、私は再質問はしません。</p> <p>ですけど、参事が先ほど言われた反論については、当然私は</p>

	<p>言わなければなりません。 ですから、議長、これはね・・・。</p>
議長（中島寛直君）	<p>加納忠良君。 先ほどの質疑は却下します。</p>
6番（加納忠良君）	<p>議長。 その却下の理由を述べてください。</p>
議長（中島寛直君）	<p>今、参事が述べ回答されたと同じです。 以上です。</p>
6番（加納忠良君）	<p>あのね、これ最後で私、再質問はできません。</p>
議長（中島寛直君）	<p>再質問はないので、席に戻ってください。</p>
6番（加納忠良君）	<p>再質問できませんので、答えさせていただきます。 私の先ほど述べた質問を、参事。 特に、今、先ほど私言いましたので、よく確認してください。 それだけです。 以上です。</p>
議長（中島寛直君）	<p>ほかに質疑はありませんか。 <「ありません」の声あり></p>
議長（中島寛直君）	<p>なしと認めます。 以上で、提案説明及び補足説明を終わります。 続きまして、報告第4号 令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見の報告をお願いします。 代表監査委員 中島仁恵君。</p>
代表監査委員 （中島仁恵君）	<p>（報告のため登壇） 失礼いたします。 それでは、最終、最後のページの1枚前といたしますか、その表側をご覧ください。 報告第4号 令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率の</p>

審査意見の報告を申し上げます。

ここに、町長に提出いたしました意見の写しをつけております。

先ほど報告しました、令和2年度決算審査の折に、この令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率について、担当者の方から説明をいただきました。

1、審査の概要といたしまして、この審査は、町長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率は、その算出基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼に実施をしたもので、2番にあります審査の結果につきまして、

(1) 総合意見としましては、審査に付された下記、下の表にあります健全化判断比率、資金不足比率及びその算出基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

ここで言えますのは、表の上から3番目の実質公債費比率が6.9%ということで、早期健全化基準の25.0%を下回っているということでございます。

これは非常に良い結果であると思っております。

裏面の最終ページをご覧ください。

2、(2) 個別意見といたしましては、1、実質赤字比率につきましては、令和2年度は赤字はなく、良好な状態にあると認めました。

2、連結実質赤字比率につきましては、こちらも令和2年度赤字はなく、良好な状態にあると認めました。

3、実質公債費比率につきましては、先ほども申し上げましたように、令和2年度は6.9%となっており、早期健全化基準の25.0%を下回り、良好な状態にあると認めました。

4、将来負担比率につきましても、令和2年度はなく、良好な状態にあると認めました。

5、資金不足比率につきましては、いずれの会計も、令和2年度は資金不足はなく、良好な状態にあると認めました。

最後に(3) 是正改善を要する事項等につきましては、特に指摘すべき事項はないものと判断をいたしました。

令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について、報告をさせていただきます。

以上でございます。

議長（中島寛直君）	<p>報告第4号 令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見の報告については、報告といたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>ただいま議題となっています議第51号 七宗町教育長の任命については、ただちに討論及び採決したいと思います。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p><「異議なし」の声あり></p>
議長（中島寛直君）	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案はただちに討論及び採決することに決定いたしました。</p> <p>この案件は、地方自治法第117条の規定による除斥の対象とはなりません。教育長 早野稔君の一身上の案件で、本人より退席の申し出がありましたので、これより早野稔君は退席いたします。</p> <p>（教育長 早野稔君 退場）</p>
議長（中島寛直君）	<p>これより、討論を行います。</p> <p>反対討論から許します。</p> <p>反対討論はありませんか。</p> <p>6番 加納忠良君。</p>
6番（加納忠良君）	<p>（反対討論）</p> <p>議長、私は先ほど、提出議案に対する教育長の質疑をさせていただきました。</p> <p>先ほど私が言ったように、住所要件、そのことは何も言っていない。</p> <p>なぜ七宗町の校長経験者、教頭経験者を、要は人選されないのか、そのことだけです。</p> <p>これは、町民の多くの方から、十何年来私は聞いております。ですから、早野教育長が、教育長としてふさわしくないとか、そういうことは先ほど言いましたように、それを言うわけではないです、</p>
議長（中島寛直君）	<p>はい、分かりました。</p>

6 番（加納忠良君）	ですから、私はこれについては反対します。
議長（中島寛直君）	賛成討論はありませんか。 7 番 福井徳一君。
7 番（福井徳一君）	（賛成討論） 第51号議案についての賛成討論を行います。 私の知る知り得るところですが、早野氏は、学校教育は無論のこと、社会教育主事としての資格も取得しておると聞いております。 今までには、県内の市町で勤務され、多くの経験と実績を積んでこられております。 また、14年前には、3年間にわたり、本町の学校教育主幹として勤務経験もございます。 そして特に、児童生徒数が当時から半減して、今の教育現場の課題に、危機感を持って取り組んでおられます。 今はまだ先の見えないコロナ禍ではありますが、これまでの経験と実績をもって、その手腕を発揮していただけるものと、期待のできる人物であると思います。 町長の任命に同意をし、以上をもって賛成討論といたします。 以上です。
議長（中島寛直君）	他に賛成討論ありますか。 <「ありません」の声あり>
議長（中島寛直君）	ないようですので、討論を終わります。 これより、議第51号 早野稔君の任命同意について採決します。 この採決は、起立によって行います。 本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立お願いします。 （賛成者起立）
議長（中島寛直君）	着席ください。 起立多数ですので、したがって、議第51号 七宗町教育長の

	<p>任命については、原案のとおり同意することに決定しました。 (教育長 早野稔君 入場)</p>
議長 (中島寛直君)	<p>ただいま、教育長の任命に議会同意を得られました早野教育長に、ごあいさつをいただきます。 教育長 早野稔君。</p>
教育長 (早野稔君)	<p>(あいさつのため登壇) ただいま、議第51号 教育長の任命につき同意を求めることについて、議会の賛同をいただきました早野稔でございます。ご期待に添えるよう、精いっぱい職務に専念する決意でございます。 今後とも、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長 (中島寛直君)	<p>続きまして、お諮りいたします。 ただいま議題となっています議第52号 七宗町教育委員会委員の任命については、ただちに討論及び採決したいと思います。 これにご異議はありませんか。 <「異議なし」の声あり></p>
議長 (中島寛直君)	<p>異議なしと認めます。 したがって、本案はただちに討論及び採決することに決定いたしました。 これより、討論を行います。 反対討論から許します。 反対討論はありませんか。 <「ありません」の声あり></p>
議長 (中島寛直君)	<p>続いて、賛成討論を許します。 賛成討論はありませんか。 <「ありません」の声あり></p>
議長 (中島寛直君)	<p>これで討論を終わります。 これより、議第52号 堀部勝広君の任命同意について採決します。</p>

	<p>この採決は、起立によって行います。</p> <p>本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(賛成者起立)</p>
議長 (中島寛直君)	<p>着席ください、全員起立です。</p> <p>したがって、議第52号 七宗町教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。</p> <p>続きまして、お諮りいたします。</p> <p>ただいま議題となっています議第53号から議第55号までの七宗町神淵財産区財産管理会委員の選任については、ただちに討論及び採決したいと思います。</p> <p>これにご異議はありませんか。</p> <p><「異議なし」の声あり></p>
議長 (中島寛直君)	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案はただちに討論及び採決することに決定いたしました。</p> <p>これより、討論を行います。</p> <p>反対討論から許します。</p> <p>反対討論はありませんか。</p> <p><「ありません」の声あり></p>
議長 (中島寛直君)	<p>続いて、賛成討論を許します。</p> <p>賛成討論はありませんか。</p> <p><「ありません」の声あり></p>
議長 (中島寛直君)	<p>これで討論を終わります。</p> <p>これより、採決します。</p> <p>採決は個々に行い、起立によって行います。</p> <p>最初に、議第53号 塚本久幸君の選任同意について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(賛成者起立)</p>

議長（中島寛直君）	<p>全員起立です。</p> <p>したがって、議第53号 七宗町神湊財産区財産管理会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。</p> <p>次に、議第54号 福井正勝君の選任同意について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>（賛成者起立）</p>
議長（中島寛直君）	<p>全員起立ということで、着席してください。</p> <p>したがって、議第54号 七宗町神湊財産区財産管理会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。</p> <p>次に、議第55号 渡辺政利君の選任同意について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立をお願いします。</p> <p>（賛成者起立）</p>
議長（中島寛直君）	<p>全員起立、着席してください。</p> <p>したがって、議第55号 七宗町神湊財産区財産管理会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>ただいま議題となっています承認第5号及び議第56号から議第69号までの各案件は、お手元に配付してあります議案等付託表のとおり、各常任委員会に審査を付託したいと思います。</p> <p>これに異議ありますか。</p> <p><「異議なし」の声あり></p>
議長（中島寛直君）	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、ただいま議題となっています承認第5号及び議第56号から議第69号までの各案件は、お手元に配付してあります議案等付託表のとおり、各常任委員会に審査を付託することに決定しました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>委員会開催のため、本日はこれをもって散会したいと思います。</p>

	<p>これにご異議ありませんか。 <「異議なし」の声あり></p>
議長（中島寛直君）	<p>異議なしと認めます。 したがって、委員会開催のため、本日はこれをもって散会することに決定しました。 なお、審査結果は委員会終了次第、速やかに本職に報告願います。 お諮りいたします。 常任委員会開催及び議案精読等のため、明日7日から9月15日までを休会したいと思います。 これにご異議ありませんか。 <「異議なし」の声あり></p>
議長（中島寛直君）	<p>異議なしと認めます。 したがって、明日7日から9月15日までを休会することに決定いたしました。 9月16日は、午後1時30分までにご参集くださいますようお願いいたします。 16日の日程は追って配布します。 以上で、本日の日程は全部終了しました。 本日はこれで散会します。 どうもありがとうございました。</p>
局長（林佳成君）	<p>ご連絡をいたします。 この後、総建設常任委員会を11時40分から行いますので、議員の皆さまは南会議室に時間までにお集まりください。 南会議室で行いますので、よろしくお願いをします。 なお、執行部の方は先日、お知らせをしました日程表のとおり進めてまいりますので、ご協力をお願いいたします。 以上でございます。</p> <p>(午前11時34分 散会)</p>

令和3年第6回七宗町議会定例会会議録	
招 集 年 月 日	令和3年9月16日
招 集 場 所	七宗町役場 議場
開 議	9月16日 午後1時30分
出 席 議 員	1番 市川裕隆君、2番 上野和義君、3番 大鋸利光君、 4番 玉木幸治君、5番 中島寛直君、6番 加納忠良君、 7番 福井徳一君、8番 林茂樹君
欠 席 議 員	な し
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	
	町長 加納福明君、教育長 早野稔君、 参事 渡辺豊明君、総務課長 山田俊也君、 税務課長 加納和敏君、企画課長 石黒義仁君、 住民課長 田中るり子君、支所長 福井靖信君、 農林課長 福井仁君、土木建設課長 山田直光君、 水道課長 加藤裕規君、会計管理者 亀山桂児君、 教育課長 佐伯義則君
欠 席	な し
職務のため出席した者の職氏名	
	議会事務局長 林佳成君 記録 後藤美智代君
七宗町議会議員提出議案の題目（追加）	
	発議第2号 こども庁の設置を求める意見書について 発議第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財 源の充実を求める意見書について

議事日程	議長は議事日程を次のとおり報告した。
	<p>日程第1. 承認第5号 議第56号から議第69号まで</p> <p>日程第2. 町政一般に対する質問</p> <p>日程第3. 各常任委員長報告</p> <p>日程第4. 発議第2号（追加） 発議第3号（追加）</p>
議 事 の 経 過	
開 議	午後1時30分
議長（中島寛直君）	<p>ただいまの出席議員は8名で、定足数に達しております。</p> <p>これより、本日の会議を開きます。</p> <p>本会議はマスクの着用をお願いしておりますが、発言時はマスクを外してお話してください。</p> <p>また、議席番号4番 玉木幸治君にあつては、体の不調により会議規則第103条の規定により杖の携帯を許可しましたので報告いたします。</p> <p>諸般の報告を事務局長より行います。</p>
局長（林佳成君）	<p>諸般の報告、議事日程、本日の議事日程はお手元に配付してあります日程表のとおりです。</p> <p>以上でございます。</p>
議長（中島寛直君）	<p>日程第1を後ほど一括議題とします。</p> <p>日程第2、町政一般に対する質問を行います。</p> <p>発言の通告がありますので、順次発言を許します。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、再質問はなしとします。</p> <p>議席番号2番 上野和義君。</p> <p>1つ目の質問をお願いします。</p>
2番（上野和義君）	（質問のため登壇）

	<p>はい、町政一般に対する質問をお願いします。</p> <p>由緒ある神湊神社本殿の有形文化遺産指定申請についてお願いします。</p> <p>神湊神社本殿への有形文化遺産指定申請について。</p> <p>神湊神社は、社殿を取り巻く山を「御佩山」「天王山」とも称します。</p> <p>国の天然記念物大杉は勇壮であり、当神社の社地は海拔400m、参道より約2,000m御佩山の頂上近くの広大な神域に位置し、境内には殿地が荘厳なる姿を現し、伝記によれば、神湊神社祭典は盛大に古式ゆかしく、伝統を重んじて今日受け継がれています。</p> <p>岐阜県の有形文化遺産指定申請をする考えはないかお伺いします。</p>
議長（中島寛直君）	<p>答弁をお願いします。</p> <p>教育課長 佐伯義則君。</p>
教育課長（佐伯義則君）	<p>（答弁のため登壇）</p> <p>神湊神社は、古くから神湊地区の方に崇拝されてきた大切な建造物だと思っております。</p> <p>境内は静寂に包まれ幻想的な雰囲気漂い、訪れる人を魅了します。</p> <p>この神湊神社は、神湊地区の皆さんの大切な神社であると感じております。</p> <p>神湊神社本殿の岐阜県重要文化財への指定申請につきましては、県の文化財保護条例で、「所轄する市町村の条例に基づいて重要なものと指定されたもののうちから特に価値の高いものを指定する」とされております。</p> <p>また、その申請については、町の文化財でも県の文化財でも指定を受けようとする文化財の所有者が、複数の場合はその代表者、例えば氏子総代などが申請することとなっています。</p> <p>神湊神社については、現在、町の文化財指定がされておられません。</p> <p>このことから、町から県重要文化財への指定申請につきましてはできないものと考えておりますので、ご理解のほどよろしくをお願いします。</p>

	以上、答弁とさせていただきます。
2 番（上野和義君）	<p>（質問のため登壇）</p> <p>町道の開設について。</p> <p>神湊神社への交通手段は、自動車によるところが大半です。接道している道路は、林道事業にて開設し、現在、町道として維持管理されていますが、道路幅員の関係から祭典の際、通行を午前を上り、午後から下りとなっており、参拝者を含め自由な利用ができないことが、長い過去からの大きな課題となっています。</p> <p>質問させていただきます。</p> <p>葉津地区からの古道を整備し、自動車の通ることのできる道に開設することができないかをお伺いします。</p> <p>よろしくお願ひします。</p>
議長（中島寛直君）	<p>答弁をお願いします。</p> <p>土木建設課長 山田直光君。</p>
土木建設課長 （山田直光君）	<p>（答弁のため登壇）</p> <p>ただいまのご質問について、お答えさせていただきます。</p> <p>葉津地区からの新たな道路開設につきましては、過去に平成27年3月議会及び平成29年6月議会において、林道開設ということで同様の質問がございました。</p> <p>その際において、概算事業費で6億円程度が見込まれ、難しい旨の回答をさせていただいているところです。</p> <p>今回は、町道で開設できないかというご質問ですが、当該区間は急峻な山間部を通ることにより、道路構造令に適合する道路を開設することは非常に困難です。</p> <p>加えて、補助事業の採択要件に適合させることは難しいと考えており、事業費において先ほど述べさせていただいたとおり膨大な額であることから、財政的にも厳しいと考えております。</p> <p>以上、答弁とさせていただきます。</p>
議長（中島寛直君）	<p>続きまして、議席番号1番 市川裕隆君。</p> <p>一つ目の質問をお願いします。</p>

1 番（市川裕隆君）

（質問のため登壇）

はい、それでは議長より町政一般について質問を許されたので通告に従い質問いたします。

しばらくの間、お付き合い願いますようよろしく願いいたします。

まず質問に入る前に、新型コロナウイルス感染症におけるワクチン接種について町民の90%の方が完了しており、近隣市町村と比べ感染者も少ない非常に良い状態だと思います。

これは、町民の皆さまのご協力によるものだと大変誇れることであり感謝いたします。

それでは、質問に移らせていただきます。

一つ目の質問といたしまして、災害避難対応について質問いたします。

今回、大雨において七宗町では避難指示が出されました。

まず、県道可児金山線が通行注意となり、その後、警戒レベル4の避難指示命令が神湊葉津、寺洞、大塚、上麻生葛屋、室兼全域に出され、七宗町全域に警戒レベル3の高齢者等の避難指示が発令されました。

それに伴い、木の国七宗コミュニティーセンターと神湊コミュニティーセンターを避難所として開設し、暫くして県道可児金山線が通行止めとなりました。

翌日、飛騨川の水位が上昇したため、大柿地区、勝地区に警戒レベル4の避難指示が発令され、こちらも暫くして国道41号線が通行止めとなりました。

このような状況下の中、避難するにあたり、神湊コミュニティーセンターでは葉津川沿いで河川の氾濫の恐れもあり、避難指示の発令も夜間21時頃であり、避難所まで移動する時も危険が伴いました。

飛騨川沿いの地区については、レベル4の避難指示が発令された時点で道路は冠水しており、避難できずに不安な夜を過ごされた方もいらっしゃいました。

このような被害が他の地区においても出ており、避難方法など多くの課題が残りました。

夜間に氾濫の恐れがある川沿いを通り避難することになったこと、避難指示が発令された段階で道路が冠水している状況になってしまったことを踏まえ、今回の避難指示を出したタイミン

	<p>グと判断基準についてお伺いいたします。</p>
議長（中島寛直君）	<p>答弁をお願いします。 総務課長 山田俊也君。</p>
総務課長（山田俊也君）	<p>（答弁のため登壇） 答弁します。 8月13日からの前線に伴う豪雨では、県内各所で避難指示や緊急安全確保が発令されるなど異常な降雨を観測しました。 高齢者等避難・レベル3、避難指示・レベル4の発令の状況は、8月13日、七宗町に17時44分大雨警報が発表され、18時から21時までに80mmの降雨があり、異常な出水により河川水位が急激に上昇し始めたため、20時40分に神淵3地区、上麻生2地区への避難指示及び町内全域に高齢者等避難を発令しました。 8月14日、13時13分に洪水警報が発表され、地形的に低い大崎地区への警戒パトロールを数回実施し、水位の上昇を確認したため、15時に飛驒川沿線の2地区に避難指示を発令しました。15分後には町道への冠水情報が住民より寄せられました。 また、8月18日には气象台にも確認し、夜間の大雨が予測された他、護岸崩壊も確認されたため、15時30分に飛驒川沿線の1地区に避難指示を発令しました。 質問にあります避難指示のタイミングにつきましては、七宗町避難情報の判断・伝達マニュアルに基づき、气象台発表の警報・注意報、岐阜県土木事務所より助言のある土砂災害警戒情報などで判断し、発令することとなっています。 避難につきましては、空降りを恐れることなく早めの発令に心がけてはおりますが、各種機関の情報やデータによる予測、現地状況による判断となるほか、自然を相手にした判断であるため、災害の発生前に確実に避難指示を発令できるとは限りません。 町民の皆さんも異常気象時には、行政や報道機関の情報だけでなく、周囲の状況や気象状況に関心を持っていただき、早めの避難、避難所への避難が困難な時は、土砂災害の恐れがある場合は崖から離れた部屋への移動、浸水の恐れがある場合は2階など高い部屋への移動するなど、自助に努めていただきたいと思いますと考えております。</p>

	<p>以上で答弁とさせていただきます。</p>
議長（中島寛直君）	市川君。
1 番（市川裕隆君）	<p>（質問のため登壇）</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>避難指示や災害の状況を把握するために、町内放送だけでなく住民に対し細かな情報が伝わるよう、地域に根差した情報を発信できるコミュニティーFMなどの活用も検討願えればと願います。</p> <p>それと、今まだ災害の復旧が行われていないところがありますので、早急な復旧対応をお願いしたいと思います。</p> <p>続きまして、道の駅の活用について質問させていただきます。道の駅につきましては、町内事業者との連携を含め、活気のある場所にしていただきたく思っています。</p> <p>それでは、質問に移らさせていただきます。</p> <p>先回の議会で、第三セクターである有限会社ふるさと開発について、ご説明いただきました。</p> <p>新型コロナの影響で客足が減り、売り上げが激減しているとのことでしたが、最近では連休や夏休みもあり客足は戻りつつあるような感じに思えます。</p> <p>七宗町にとって、道の駅にあるロックタウンプラザや日本最古の石博物館は多くの方が訪れる場所であり、七宗町の良さを宣伝できるとても良い場所だと思います。</p> <p>イベントなどが行えるスペースもあり、やり方次第では七宗町民も集える場にもなりますし、七宗町の魅力を伝え、移住につながるきっかけの場となるのではないのでしょうか。</p> <p>最近、近隣の道の駅ではコロナ対策を万全にして、イベントなども開催されております。</p> <p>キッチンカーや軽トラ市など、屋外で密にならないように距離を取り、マスク、消毒などの対策を講じることにより可能であり、まん延防止や非常事態宣言などコロナ感染の状況を考慮して行っていけば良いのかと思われまます。</p> <p>また、隣接するドライブインやガソリンスタンドとの連携も視野に入れ、お客様の利便性を高めることで相乗効果も見込め、もっと多くの方々に道の駅を利用していただけるのではないの</p>

	<p>でしょうか。</p> <p>このコロナ禍を準備期間と捉え、バイク置き場がない、キッチンカーの電源が取れない、イベント広場が活用されていないなど、お客様や出店者の要望を真摯に受け止め、道の駅周辺の整備を行ってみてはいかがでしょうか。</p> <p>現在、町として道の駅周辺で取り組んでおられる事業や、今後どのような取り組みをしながら集客を行っていくのか、その計画についてお尋ねします。</p> <p>また、予算の説明の時にありました「コロナ対策として町民の憩いの場を目的とした滑り台を造る計画」について、その進捗状況も含め、今後の対応についてご説明ください。</p>
議長（中島寛直君）	<p>答弁をお願いします。</p> <p>企画課長 石黒義仁君。</p>
企画課長（石黒義仁君）	<p>（答弁のため登壇）</p> <p>答弁させていただきます。</p> <p>新型コロナウイルス感染が8月初旬までに落ち着きはじめたところですが、その後、感染が増え近県・県内にまん延防止重点措置、緊急事態宣言が発令されました。</p> <p>イベントなどについては、国・県などが示している感染状況に応じたイベント開催制限等をもとに、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策や状況を判断しながら行っていければと考えております。</p> <p>隣接する施設との連携についても、関係機関と相談し進めており、七宗町の玄関口として利便性や集客を含めた活気のある場所にできるよう進めていきたいと思っております。</p> <p>ロックタウンプラザについて、七宗町第三セクター等経営健全化方針を立て、原点にも立ち返りながら進めていく方針です。</p> <p>現在、七宗町商工会を通じ、岐阜県商工会連合会の経営相談員、中小企業診断員を交え、営業方針等の作成を行っていただいているところです。</p> <p>憩いの場を目的とした滑り台の設置は、場所、工法、実施の有無を再度検討しており、新型コロナウイルス感染症対応事業を見据えながら進めていければと考えております。</p> <p>以上、答弁とさせていただきます。</p>

議長（中島寛直君）	市川君。
1 番（市川裕隆君）	<p>ありがとうございます。</p> <p>道の駅については、やはり七宗町の顔という場所にありますので、今後とも活気のある場所にしていただきたく思います。</p> <p>赤字経営の道の駅が、全国的にも問題となっておりますが、運営方法の見直しなど、抜本的な改革を行っていただけるようお願いいたします。</p> <p>これで、私の町政一般に対する質問を終わります。</p> <p>ありがとうございます。</p>
議長（中島寛直君）	続きまして、議席番号6番 加納忠良君。
6 番（加納忠良君）	<p>（質問のため登壇）</p> <p>議長よりお許しをいただきましたので、三つの質問をさせていただきます。</p> <p>最初1点目、町営バス及びオンデマンドバス等の交通体系の見直し等について質問をさせていただきます。</p> <p>高齢者等の自動車運転免許を持たない方の交通手段には、公共の交通機関が必要であります。</p> <p>七宗町では、自主運行バス等が交通弱者の足となっているところが大きいと考えます。</p> <p>本町では、町営バス、オンデマンド方式のバス、スクールバスや社会福祉協議会が運営する福祉バス、買い物支援バス等があります。</p> <p>こうした交通体系を見直す考えがありますかお伺いします。</p> <p>オンデマンドバスについてお伺いします。</p> <p>数年間民間の事業者の支援により運行していますが、利用状況はどうなっていますかお伺いをします。</p> <p>現在、オンデマンドバスを利用するには、利用者が決められた時間に予約をすることになります。</p> <p>こうしたことに町民の皆様から「高齢者等では電話で予約すること自体が億劫となり、利用することに消極的になる。定期的に朝、昼、晩に運行することができないか。」との要望をいただきます。</p> <p>そこで、定期的に朝、昼、晩に運行することができないかお伺</p>

	いをします。
議長（中島寛直君）	答弁をお願いします。 総務課長 山田俊也君。
総務課長（山田俊也君）	<p>（答弁のため登壇）</p> <p>答弁させていただきます。</p> <p>オンデマンドバスにつきましては、平成30年度より利用者の少ない川並線につきまして、運行沿線の地区懇談会での意見も踏まえて、十人乗りの小型車両で運行しています。</p> <p>利用状況につきましては、オンデマンド運行に代わる前の平成29年度が1,652人うち高齢者135人、デマンド運行に代わった平成30年度は1,592人うち高齢者176人、令和元年度は1,551人うち高齢者139人、令和2年度は2,158人うち高齢者70人となっています。</p> <p>令和2年度の高齢者の利用者につきましては、コロナ禍で自粛を行っていただいております。減少したものと推測しております。</p> <p>また、6月には沿線地区より、運行や予約方法についての要望があり、デマンドバスの予約受付終了時間を8月16日より、18時から20時に変更しました。</p> <p>また、委託事業者に予約受付の際には、より親切丁寧に対応していただくようお願いをしたところであります。</p> <p>また、関係地区へも8月5日に、回覧文書で周知させていただきました。</p> <p>川並線の地区住民の皆様にはご利用の際、お手数をおかけしますが、町営バスを持続的に運行させるためにも定期運行ではなく、現在のオンデマンドバス運行を続けていきたいと考えておりますのでご理解をお願いします。</p> <p>また、町全体の福祉バス等の公共交通につきましては、連携と合理的な運行により将来に向けて継続的に行えるよう、公共交通機関一体として交通体系の見直しを段階的に検討していきたいと考えております。</p> <p>以上、答弁とさせていただきます。</p>
議長（中島寛直君）	加納君。

6 番（加納忠良君）	<p>（質問のため登壇）</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>川並線の地区住民の方の利便性のことを考えますと、切に要望を希望させていただきます。</p> <p>2 番目に移ります。</p> <p>電動車イスの購入に対する補助金制度について質問をさせていただきます。</p> <p>高齢者などでは、交通安全上いつかは自動車運転免許を返納する日が来ます。</p> <p>そうした方が、今まで普通にしてきた農作業や趣味であるスポーツ、学習活動などで移動することが限られてしまいます。</p> <p>そこで、電動車イスを購入して、活動の場を維持されている方がいます。</p> <p>この電動車イスは高額であるため、高齢者にとって経済的な負担となっています。</p> <p>近隣の町では、既に補助金制度を導入しています。</p> <p>電動車イスの購入に対する補助金制度の創設についてお伺いをします。</p>
議長（中島寛直君）	<p>答弁をお願いします。</p> <p>住民課長 田中るり子君。</p>
<p>住民課長</p> <p>（田中るり子君）</p>	<p>（答弁のため登壇）</p> <p>答弁させていただきます。</p> <p>電動車イスは、主に重度の障害をお持ちの方が利用される手元のレバーで操作し、前後進及び左右への旋回が可能であるものと、主に高齢者の方が近距離の移動に使われるハンドル型のいわゆるシニアカーと呼ばれる 2 種類に大きく分かれます。</p> <p>議員のご質問は、後者のシニアカーのことと思われますので、シニアカーに絞ってお答えいたします。</p> <p>シニアカーは道路交通法上では歩行者扱いとなっていることから、歩行用補助具として歩行に困難等が伴われる方が主に利用されるもので、介護保険制度上でも要介護 2 以上の認定者に対する福祉用具貸与種目の対象となっています。</p> <p>近年、シニアカーは、自動車免許返納後の車の代替として普及が進んでいますが、本町では農作業や趣味であるスポーツ、学</p>

	<p>習活動などをされるご健康な方は、健康寿命を更に延ばしていただくためにも、近距離の移動であれば、できる限りご自身の足で歩かれ、健康維持に日々努めていただきたいと思いますと考えております。</p> <p>また、議員がご指摘のとおりシニアカーは高額であります、自動車の取得金額と比べると、およそ3分の1から4分の1の金額で購入できるものですので、本町としましては現在のところ補助金制度は考えておりません。</p> <p>以上、答弁とさせていただきます。</p>
議長（中島寛直君）	加納議員。
6番（加納忠良君）	<p>（質問のため登壇）</p> <p>答弁ありがとうございました。</p> <p>高齢者は、年金生活者です。</p> <p>他の町でも制度化しています。</p> <p>実情を考え、検討していただきたい。</p> <p>3点目の質問に移ります。</p> <p>3点目、保育園、小・中学校の今後のあり方についてご質問をさせていただきます。</p> <p>本町の少子化は、ますます進んでいる状況です。</p> <p>一学年の児童・生徒数は、両校を合わせても20人前後で、2クラスにはなりません。</p> <p>小・中学校が地域からなくなると、地域の活性化等が失われることとなります。</p> <p>こうしたことを考えますと、統合については消極的になります。</p> <p>また、前井戸敬二町長の4期16年間、中学校の統合に対する地元説明会等では、いくつかの問題が出ました。</p> <p>特に、主要地方道可児金山線の雨量規制区間を解消することがひとつの課題でした。</p> <p>雨量規制区間がある追洞地区の上麻生バイパスの第2工区は、現在、岐阜県にて事業化されましたが、完成までには十数年かかるようです。</p> <p>前井戸敬二町長が4期16年間での中学校の統合を進めようとしたことの問題点はどうであったのか。</p> <p>こうした状況を踏まえ、教育長の保育園、小・中学校の今後の</p>

	あり方についてお伺いをします。
議長（中島寛直君）	答弁をお願いします。 町長 加納福明君。
町長（加納福明君）	<p>（答弁のため登壇）</p> <p>ご質問につきまして、七宗町の大きな施策であり、町を挙げ一丸となって取り組み始めたところでもありますので、答弁させていただきます。</p> <p>当町の少子化は進んでいる状況であり、保育園、小・中学校の今後のあり方について、幅広い選択肢を検討し、方向性を出すことが急務であると考えています。</p> <p>また、保育園、小・中学校の今後のあり方は、七宗町の町づくりを進める重要な柱でありますので、総合的な施策のもと進めなければならないと考えています。</p> <p>そこで、ご指摘のように中学校の統合に対する地元説明会等で出された「主要地方道可児金山線の雨量規制区間を解消すること」も総合的な町づくりと大きく関わっており、早期改良整備が進められるよう、今後も全力で働きかけてまいります。</p> <p>このように、これまで出された問題点や今後の話し合いで出てくる課題を町民の皆さんと一つ一つ検証し、保育園、小・中学校の今後のあり方を求めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。</p>
議長（中島寛直君）	加納議員。
6番（加納忠良君）	<p>答弁どうもありがとうございました。</p> <p>町議会に、早野教育長さんは2回ほど中学校の実情など、説明を受けました。</p> <p>教育長さんの説明は、中学校を上麻生中学校に統合するかのような説明でした。</p> <p>それで私は、このことについては、その場で意見を述べさせていただきました。</p> <p>以上です。</p> <p>多くを語りません。</p>

議長（中島寛直君）	続きまして、議席番号3番 大鋸利光君。
3番（大鋸利光君）	<p>（質問のため登壇）</p> <p>議長より発言の許可をいただきましたので、質問させていただきます。</p> <p>地の利を活かしたデジタル戦略地域創生について、データセンター誘致についてです。</p> <p>デジタル戦略については、以前から質問させていただいておりましたが、新しく町長になられた加納町長に確認の意味を含めてお尋ねします。</p> <p>先回、今後は総合的なデジタル戦略計画の策定、新型コロナウイルス拡大の予防に対応した新たなビジネスモデル構築、地域の産業力の向上を創意工夫し町の魅力を発信していく中、サテライトオフィスの誘致やアプリを利用した高齢者等の見守り、行政手続のオンライン化など地域活力も念頭に置きながら検討し推進するとのことご回答をいただきました。</p> <p>また、これらのデータ管理については、町行政に関わる情報は、役場施設でバックアップしており、データは岐阜県市町村情報センターにおいて、複数の保管場所を移動させ管理し、教育関係では、役場と学校施設で管理バックアップとなっております。他の場所の保管はしていませんが、今後はデータ保管場所が必要と回答がありました。</p> <p>今後は総合的な意味合いで、急速にデジタル戦略が世界を変える社会となるでしょう。</p> <p>ますます成長するデジタル戦略構想に、経済産業省はこれの先駆けとして、既に千葉県印西市に大規模なデータセンターをモデルケースとして建設を試みています。</p> <p>国では全国に中核拠点5箇所、最大10箇所程度の地方拠点の整備を推進し、国内における最適配置を図ると言っています。</p> <p>これの定める立地条件には、地盤強度があり災害リスクが低く、水・電力・インフラが整い、推進している自治体は誘致の際、この予算がつき込まれる見込みです。</p> <p>一行抜きました、すんません。</p> <p>水・電力・インフラが整い、デジタル拠点の立地に適した地域を示すとあります。</p> <p>誘致の際は環境破壊もなく、脱炭素を推進している地方自治体</p>

	<p>は誘致の際、国の予算がつぎ込まれる見込みです。</p> <p>このような国の事業誘致に賛同すれば、町の魅力発信にも繋がり、町のデータの保管はもとより誘致されれば一石二鳥となり、町の人口ビジョン（将来展望）2040年の目標人口約2,700人にもなり、人を確保するためにも工場誘致や産業振興、人の転入、町民雇用をすることで人口減の歯止めにもなり、地域再生計画にも一役かうことにもなります。</p> <p>お尋ねします。</p> <p>データセンターの地方誘致について、国にぜひ要望をしていただけませんか。</p> <p>町長としては、どのようなお考えかを伺います。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
議長（中島寛直君）	<p>答弁をお願いします。</p> <p>企画課長 石黒義仁君。</p>
企画課長（石黒義仁君）	<p>（答弁のため登壇）</p> <p>答弁させていただきます。</p> <p>デジタル戦略に関する事業について、質問にありますように政府では、2021年6月に成長戦略会議で「低消費者電力のデータセンターの分散配置を行う」と述べております。そして、閣議決定されました。</p> <p>国内のデータセンターの状況は、現在、東京と大阪の周辺に8割以上が集中しており、政府は地方にも拠点を分散する方針で進めており、東京、大阪以外の主要都市に中核となる大規模拠点5箇所程度を選び、中小規模の拠点は需要を勘案しながら最大10箇所ほどの地方整備を推進し、最適配置を図るとされています。</p> <p>国は、進出企業への補助金や通信・電力利用での優遇措置を新たに設け支援することを検討されていますが、地方自治体へのデータセンターの誘致に関する条件など、詳しい情報が出てきておりませんので、現在のところ積極的な要望は考えておりません。</p> <p>以上、答弁とさせていただきます。</p>
議長（中島寛直君）	<p>大鋸議員。</p>

3 番（大鋸利光君）	<p>ありがとうございました。</p> <p>これだけは述べさせていただいて、降壇させていただきたいと思います。</p> <p>総務省にですね、電話してデータセンターの担当者とお話しをしました。</p> <p>分散化が決定し、総務省、観光庁、経済産業省から、令和4年度の概算要求が出ましたから、それが具体化されてくるでしょうとのことでした。</p> <p>令和4年度経済産業政策の重点には、候補地選定の立地計画を策定し、土地造成やインフラ等の基盤整備を支援するとありました。</p> <p>ひとつ積極的な要望を望み、降壇させていただきます。</p> <p>どうもありがとうございました。</p>
議長（中島寛直君）	<p>続きまして、議席番号7番 福井徳一君。</p>
7 番（福井徳一君）	<p>（質問のため登壇）</p> <p>議長より発言の許可いただきましたので、通告に沿いましたの質問をいたします。</p> <p>各事業等執行における不用額の扱いについての質問でございます。</p> <p>人口、企業等の減少に伴い、厳しい財政運用ではありますが、行政方々の努力もあり年度末の決算報告には、予算現額を下回り不用額の発生が多々報告をされております。</p> <p>不用額には様々な要因がありますが、特に歳出については額の確定後は速やかに減額補正し、各地区や団体等からの要望に住民サービスにいち早く答えるべき、他の事業への転換ができないか問うものであります。</p> <p>また、その1例としましては、先日のような豪雨災害においても、県の拾い上げ等から漏れた災害現場こそ、町の力を必要としております。</p> <p>また、町の管理における道路にはみ出す木々や草刈り等は、バス路線のみが当初予算に予算化され、他の道路は予算付けがありません。</p> <p>住民が頼りの道路管理となっております。</p>

	住民に寄り添う細やかな有効活用を望むが、今後その考えがありますか、伺うものであります。
議長（中島寛直君）	答弁をお願いします。 土木建設課長 山田直光君。
土木建設課長 （山田直光君）	（答弁のため登壇） ただいまのご質問について、お答えします。 不用額の発生がわかってくる時期としましては、事業を進める中で執行見込み額が確定してくる時期となるため、年度の後半となりますが、早い段階に執行見込み額が判明するものについては、速やかに補正を行い、必要性の高い事業に予算の充当を行うことも必要であると考えます。 ご質問にあります町道の草刈り等の維持管理作業につきましては、バス路線の他、集落間を結ぶ町道で、沿道に民家等のない区間で、通行に支障が発生する恐れのある路線を選定し、状況を見ながら実施しておりますが、町道のすべてをカバーすることは困難で、地域住民の皆さまに地域での草刈り作業などお世話になっているところです。 町道の除草等の維持管理が必要な時期は、年度の前期となる夏ですが、各事業の執行見込み額が確定してくるのは年度の後半となるため、不用額が確定しておらず、ご指摘のような不用額を活用するということはできない状況であることに、ご理解をお願いします。 なお、高齢化がますます進み、これまで地区住民の皆さまのご協力により実施していただいている草刈り作業も困難となっていくことも懸念されますので、今後、事業のあり方も含め検討をしていきたいと考えています。 以上、答弁とさせていただきます。
議長（中島寛直君）	福井議員。
7番（福井徳一君）	はい、早期に速やかにご検討いただきますようお願いをいたします。 質問を終わります。

議長（中島寛直君）	続きまして、議席番号4番 玉木幸治君。
4番（玉木幸治君）	<p>（質問のため登壇）</p> <p>それでは、ただいま議長にお許しをいただきましたので、マイナンバーカードの普及に向けた取り組みについてを質問をいたします。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、誰もが新しい生活習慣、行動と考え方に新型コロナウイルスへの感染防止に努めております。</p> <p>コロナ禍では、感染を防ぐ観点から、企業活動がリモートになり、病院の診察、大学の授業など、オンラインが取り入れられキャッシュレス決済も広がってまいりました。</p> <p>人と接触しないで済むように、新たな取り組みが進んでおります。</p> <p>行政におかれましても、リアルな対面とオンラインの組み合わせを模索しているところだと思います。</p> <p>マイナンバーカードの取り組みも、これまでは身分証明書になり、各種証明書をコンビニで取得できるぐらいの取り組みでしたが、今年の3月からは、健康保険証として使用できるようになり、子育てワンストップサービスでは、役場に出向くことなくオンライン申請ができ、ネットバンキングやクレジットカードでの公金決済サービス、活用したいサービスなどが増えております。</p> <p>また、マイナポータルは、情報提供など広く表示、自己情報表示、行政などから個人に合ったお知らせが確認でき、サービスの検索や子育て・介護などの行政手続きがワンストップででき、いつでもオンライン申請ができます。</p> <p>プッシュ型のお知らせ通知では、携帯やパソコンで子どもの予防接種などの確認ができます。</p> <p>また、健康保険証として活用されることにより、特定健診情報や薬剤情報をマイナポータルで確認でき、薬手帳を持ち歩かなくても医師の診断中に服用中の薬の情報などが確認可能になります。</p> <p>確定申告の医療費控除が自動入力されるようになるメリットが多いことです。</p> <p>国では、マイナンバーカードを運転免許証と一体化することも</p>

	<p>検討しており、9月より始まっているマイナポイントと併せて国民のカード取得を促したい考えです。</p> <p>いろいろと便利なサービス機能があるマイナンバーカードの普及率をアップする必要がある、マイナンバーカードの普及促進について、どのような取り組みが行われているのか質問8項目にわたりお伺いします。</p> <p>一つ目ですが、本町における現在のマイナンバーカードの交付率、枚数及び交付枚数はどうなっているのか。</p> <p>2項目、マイナンバー制度の開始から4年が経過しましたが、その後、カードのセキュリティーの改善及び制度における内容の変更等はあるのか。</p> <p>3項目めですが、マイナンバー制度による効率的で利便性の高い電子サービスを、本町で幅広い世代・対象に向けての周知・広報はどのように進めてきたのか。</p> <p>4項目めですが、マイナンバーカードを活用したコンビニ交付サービスによる各種証明書の発行状況はどうなっているのか。</p> <p>5番目ですが、マイナンバーカードの利用を含めた電子申告の実績はどうか。</p> <p>6項目めですが、国が運営する個人向けサイト「マイナポータル」の活用状況はどうか。</p> <p>7項目めです。</p> <p>マイナポータルと「LINE」との連携により、子育ての関連の手続きが便利になると聞いているが、本町での今後の活用についてのお考えはどうか。</p> <p>8項目めですが、マイナンバーカードの普及推進手段をどのように考えているのか。</p> <p>また、町内商店のポイントカードなど、ICチップの空き領域への民間事業者の参入等、カードの多機能化による町民サービスの拡充を官民一体で推進できないのか。</p> <p>以上でございます。</p> <p>よろしくお願ひします。</p>
議長（中島寛直君）	<p>答弁をお願いします。</p> <p>住民課長 田中るり子君。</p>
住民課長	<p>(答弁のため登壇)</p>

<p>(田中るり子君)</p>	<p>マイナンバーカードの普及に向けた取り組みについての質問にお答えします。</p> <p>最初に交付状況ですが、8月1日現在、1,104枚の交付で、交付率が30.5%となっております。</p> <p>マイナンバー制度については、当初の利用範囲だった社会保障や税制、災害対策分野から改正マイナンバー法により金融、医療分野にも利用範囲を広げるなど、国はマイナンバーの利用範囲の拡大や制度基盤の活用を進めるとともに、個人情報保護の強化を図っています。</p> <p>町では、マイナンバーカードのサービスの周知については、担当ごとに広報に掲載したり、案内チラシを渡したりなどの周知活動を行っています。</p> <p>また、コンビニ交付につきましては、現在のところは行っておりませんが、実施の必要性や費用対効果も含めて検討しているところです。</p> <p>次に、電子申告の実績につきましては、税務署に直接申告がされ、その数は非公表となっておりますので、町では把握できておりません。</p> <p>マイナポータルについては、七宗町で申請できるサービスが現在16種類ありますが、これまでに利用はありませんので、今後もサービスの周知に努めてまいります。</p> <p>マイナンバーカードの普及推進については、住民課窓口で休日や夜間の受付日を設けるなど、交付の手続きがしやすいように取り組んでいます。</p> <p>また、カードの多機能化については、国が推進している健康保険証としての利用が半年延期され、本格運用が10月からになりました。</p> <p>町としては、ご指摘のように町内商店のポイントカード等のサービスも考えられますが、システムの導入に費用がかかりますので、他のサービスも含めて今後検討していくとともに、マイナンバーカードの一層の普及に努めていきます。</p> <p>以上、答弁とさせていただきます。</p>
<p>議長（中島寛直君）</p>	<p>玉木議員。</p>
<p>4番（玉木幸治君）</p>	<p>ご答弁ありがとうございます。</p>

	<p>今後もマイナンバーカードの普及に努めていただきますようお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。</p>
議長（中島寛直君）	<p>以上で、町政一般に対する質問を終わります。 お諮りいたします。 全員協議会開催のため、これより暫時休憩したいと思います。 これにご異議ありませんか。 <「異議なし」の声あり></p>
議長（中島寛直君）	<p>異議なしと認めます。 したがって、全員協議会開催のため、これより暫時休憩することに決定しました。 それでは、これより暫時休憩といたします。</p>
局長（林佳成君）	<p>お知らせをいたします。 本会議の再開は、午後4時00分、16時00分からを予定しております。また、議員の皆さまは全員協議会を2時40分、14時40分から開催しますので、時間までに委員会室にご参集ください。 以上でございます。</p>
	<p>(午後2時30分 休憩) (午後4時00分 再開)</p>
議長（中島寛直君）	<p>ただいまから、休憩前に引き続き会議を開きます。 お諮りいたします。 本日の議事日程に、日程第4を追加したいと思います。 これにご異議ありませんか。 <「異議なし」の声あり></p>
議長（中島寛直君）	<p>異議なしと認めます。 したがって、本日の議事日程に、日程第4を追加することに決定いたしました。 諸般の報告を事務局長より行います。</p>
局長（林佳成君）	<p>諸般の報告、日程第4、議員発案によります発議第2号 ことも庁の設置を求める意見書について、及び発議第3号 コロナ</p>

	<p>禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についての2件の追加提案がありました。</p> <p>以上でございます。</p>
議長（中島寛直君）	<p>日程第3、各常任委員会の審査結果を各常任委員長に報告を求めます。</p> <p>始めに、総務建設常任委員長 上野和義君。</p>
総務建設常任委員長 （上野和義君）	<p>（報告のため登壇）</p> <p>それでは、始めます。</p> <p>令和3年9月16日、七宗町議会議長 中島寛直様、総務建設常任委員会の審査結果報告書。</p> <p>本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、七宗町議会会議規則第77条の規定により報告します。</p> <p>事件番号、事件名、審査結果。</p> <p>承認第5号 専決処分について、令和3年度七宗町一般会計補正予算（第4号）、原案のとおり承認すべきものと決定しました。</p> <p>議第56号 令和3年度七宗町一般会計補正予算（第5号）中、総務建設関係、原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定しました。</p> <p>議第60号 令和3年度七宗町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定しました。</p> <p>議第61号 令和3年度七宗町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定しました。</p> <p>議第62号 令和3年度七宗町神淵財産区特別会計補正予算（第1号）、原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定しました。</p> <p>議第63号 令和3年度七宗町上麻生財産区特別会計補正予算（第1号）、原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定しました。</p> <p>議第66号 七宗町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の免除に関する条例の制定について、原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定しました。</p> <p>議第67号 七宗町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定しまし</p>

	<p>た。</p> <p>議第68号 七宗町過疎地域持続的発展計画の策定について、原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定しました。</p> <p>議第69号 令和2年度七宗町一般会計等の決算認定について中、総務建設関係、原案のとおり認定すべきものと決定しました。</p> <p>ただし、商工費中、七宗町創業支援事業補助金については、その制度の見直しを図られたい。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長（中島寛直君）</p>	<p>続きまして、教育民生常任委員長 林茂樹君。</p>
<p>教育民生常任委員長 （林茂樹君）</p>	<p>（報告のため登壇）</p> <p>教育民生常任委員長の林ですが、教育民生常任委員会の審査結果について、報告させていただきます。</p> <p>令和3年9月16日、七宗町議会議長 中島寛直様、教育民生常任委員会委員長 林茂樹。</p> <p>教育民生常任委員会の審査結果報告書。</p> <p>本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、七宗町議会会議規則第77条の規定により報告します。事件番号、事件名、審査結果の順に読み上げて、報告いたします。</p> <p>議第56号 令和3年度七宗町一般会計補正予算（第5号）中、教育民生関係、議第57号 令和3年度七宗町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第58号 令和3年度七宗町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第59号 令和3年度七宗町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定いたしました。</p> <p>次のページをお願いします。</p> <p>議第64号 七宗町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議第65号 七宗町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効率的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定いたしました。</p>

	<p>議第69号 令和2年度七宗町一般会計等の決算認定について中、教育民生関係、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。</p> <p>以上であります。</p>
議長（中島寛直君）	<p>以上で、各常任委員長の審査結果の報告を終わります。</p> <p>それでは、ただいま議題となっています承認第5号及び議第56号から議第69号までの各案件は、委員長の審査結果に対する質疑を省略し、討論を行います。</p> <p>反対討論から許します。</p> <p>反対討論はありませんか。</p> <p><「ありません」の声あり></p>
議長（中島寛直君）	<p>ないようですので、続いて賛成討論を許します。</p> <p>賛成討論はありませんか。</p> <p><「ありません」の声あり></p>
議長（中島寛直君）	<p>ないようですので、これで討論を終わります。</p> <p>これより、採決します。</p> <p>承認第5及び議第56号から議第69号までの各案件は、各常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>（賛成者起立）</p>
議長（中島寛直君）	<p>全員起立、着席してください。</p> <p>したがって、承認第5及び議第56号から議第69号までの各案件は、各常任委員長の報告のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、日程第4を議題とします。</p> <p>本日付をもって、議員発案によります追加提案が発議第2号でありましたので、提出者の説明を求めます。</p> <p>議席番号8番 林茂樹君。</p>
8番（林茂樹君）	<p>（意見書の朗読）</p> <p>教育民生常任委員長の林ですが、こども庁の設置を求める意見書について、読み上げて提案させていただきます。</p> <p>発議第2号 こども庁の設置を求める意見書について。</p> <p>こども庁の設置を求める意見書を別紙のとおり発案する。</p>

令和3年9月16日提出、七宗町議会議長 中島寛直様。

提出者 七宗町議会議員 林茂樹、賛成者 七宗町議会議員
市川裕隆、賛成者 七宗町議会議員 大鋸利光。

こども庁の設置を求める意見書。

少子高齢化が深刻な我が国において、子どもたちの健やかな成長発達を力強くサポートしていくことの重要性がかつてなく高まっており、国、都道府県、市町村が強力に連携して取り組む課題である。

地方行政の現場では、子ども・子育てに関する様々な相談や要望が住民から日々寄せられている。

妊娠、出産、保育、教育、医療、福祉、児童虐待、非行、貧困、いじめ、事故など多岐にわたる要望や相談に適切に対処すべく、現場の職員は国と連携しつつ尽力しているが、国の一元的な窓口が存在しないため、十分な連携が取れず、迅速かつ適切な対応ができないケースもある。

また、現状では、類似制度であっても所管官庁が異なった場合、複数の基準があったり、複数の手続きが必要になったりする場合がある。

さらには、必要な施策を進める上で、財政的な制約も深刻である。

現在報道されている「こども庁」設置は、まさにこれらの諸課題の解決に資するものとする。

よって、国においては、子ども政策の充実を図るため、早急に次の事項を実施するよう強く要望する。

記

1、専任の大臣の下で、強い権限を持って子ども・子育てに関する施策を一元的に所管する「こども庁」を設置すること。

また、設置に際しては、自治体の意見を聴くこと。

2、支援策を検討する際は、類似制度間では基準や手続を統一するとともに、自治体間での格差が生じないよう、「こども庁」が主導して国、都道府県、市町村の連携体制を構築すること。また、他省庁との調整が必要な場合は「こども庁」がワンストップ窓口となり自治体との調整を行うこと。

3、自治体の子ども施策を充実させるため、人材確保支援・財政支援を強化すること。

	<p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。</p> <p>令和3年9月16日、岐阜県加茂郡七宗町議会。</p> <p>衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（規制改革）、内閣府特命担当大臣（少子化対策）、国家公安委員会委員長、様ということで、提案させていただきます。</p> <p>よろしくご審議願います。</p>
議長（中島寛直君）	<p>お諮りいたします。</p> <p>ただいま議題となっております発議第2号 こども庁の設置を求める意見書については、ただちに質疑、討論及び採決したいと思います。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p><「異議なし」の声あり></p>
議長（中島寛直君）	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案はただちに質疑、討論及び採決することに決定しました。</p> <p>それでは、ただいまから発議第2号の案件に対する質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p><「ありません」の声あり></p>
議長（中島寛直君）	<p>ありませんようですので、これで質疑を終わります。</p> <p>続きまして、討論を行います。</p> <p>反対討論から許します。</p> <p>反対討論はありませんか。</p> <p><「ありません」の声あり></p>
議長（中島寛直君）	<p>ないようですので、続いて賛成討論を許します。</p> <p>賛成討論はありませんか。</p> <p><「ありません」の声あり></p>
議長（中島寛直君）	<p>ないようですので、これで討論を終わります。</p> <p>これより、発議第2号の案件を採決します。</p> <p>この採決は、起立によって行います。</p>

	<p>発議第2号の案件を採択することに賛成の方は、起立をお願いします。</p> <p>(賛成者起立)</p>
議長 (中島寛直君)	<p>全員起立、着席してください。</p> <p>したがって、発議第2号 こども庁の設置を求める意見書については、採択することに決定しました。</p> <p>続きまして、本日付をもって、議員発案によります追加提案が発議第3号でありましたので、提出者の説明を求めます。</p> <p>議席番号2番 上野和義君。</p>
2番 (上野和義君)	<p>(意見書の朗読)</p> <p>発議第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について</p> <p>コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を別紙の通り発案する。</p> <p>令和3年9月16日提出、七宗町議会議長 中島寛直様。</p> <p>提出者 七宗町議会議員 上野和義、賛成者 福井徳一、賛成者 加納忠良。</p> <p>コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。</p> <p>地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。</p> <p>よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。</p> <p>記</p> <p>1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度</p>

	<p>地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。</p> <p>2、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。</p> <p>3、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする。</p> <p>4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。</p> <p>5、炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。</p> <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。</p> <p>令和3年9月16日、岐阜県加茂郡七宗町議会。</p> <p>衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣。</p> <p>以上。</p>
<p>議長（中島寛直君）</p>	<p>お諮りいたします。</p> <p>ただいま議題となっております発議第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書については、ただちに質疑、討論及び採決したいと思います。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p><「異議なし」の声あり></p>
<p>議長（中島寛直君）</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案はただちに質疑、討論及び採決することに決定しました。</p> <p>それでは、ただいまから発議第3号の案件に対する質疑を行います。</p>

	<p>質疑はありませんか。</p> <p><「ありません」の声あり></p>
議長（中島寛直君）	<p>ないようですので、これで質疑を終わります。</p> <p>続きまして、討論を行います。</p> <p>反対討論から許します。</p> <p>反対討論はありませんか。</p> <p><「ありません」の声あり></p>
議長（中島寛直君）	<p>ありませんので、続いて賛成討論を許します。</p> <p>賛成討論はありませんか。</p> <p><「ありません」の声あり></p>
議長（中島寛直君）	<p>ないようですので、これで討論を終わります。</p> <p>これより、発議第3号の案件を採決します。</p> <p>この採決は、起立によって行います。</p> <p>発議第3号の案件を採択することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>（賛成者起立）</p>
議長（中島寛直君）	<p>着席してください、全員起立です。</p> <p>したがって、発議第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書については、採択することに決定いたしました。</p> <p>以上で、本日の日程は全部終了しましたので、会議を閉じます。</p> <p>これをもちまして、令和3年第6回七宗町議会定例会を閉会します。</p>

(午後 4 時 2 7 分 閉会)

会議の経過を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

議会議長 中 島 寛 直

署名議員 玉 木 幸 治

署名議員 加 納 忠 良